

FSC 中核的労働要求事項に基づく方針声明

1. 児童労働の禁止

国内法令、条例や規制によって定められている最低年齢に満たない児童を雇用しません。

2. 強制労働の排除

いかなる就労形態においても強制労働を容認しません。

3. 職業と雇用における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、差別のない事業活動を継続します。

4. 結社の自由および団体交渉権の尊重

労働者の結社の自由と団体交渉権を尊重します。

2022年8月12日

株式会社 シズトク

代表取締役 尾入壽彦